

助成対象リフォーム等一覧（例）

【注意事項】

・住宅のリフォームを伴わない設備機器、備品等の購入・設置や本町の他の助成制度を利用している部分は対象外です。

	No.	リフォーム等の工事の内容	備 考
対 象	1	浴室、キッチン、洗面室、トイレのリフォーム	
	2	給排水衛生設備工事	リフォームによる撤去・移設・修理・取替・新設。宅外配管・配線工事も○。
	3	給湯設備工事	
	4	換気設備工事	
	5	電気設備工事	
	6	ガス設備工事	
	7	オール電化住宅工事	
	8	屋根のふき替え、塗装、防水工事	
	9	外壁の張り替えや塗装工事	軒天井、破風板、鼻隠しを含む。
	10	部屋の間仕切りの変更工事	
	11	床材、内壁材、天井材の張り替えや塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等。床暖房（ガスや電気式）工事も○。内装工事に伴う室内カーテン・ブラインドの取り替えや新設は○。（単独は×。）
	12	床、壁、窓、天井、屋根の断熱改修工事	
	13	ふすま紙、障子紙の張り替えや畳の取り替え（表替え、裏返しを含む）	
	14	雨どい等の取り替えや修理	
	15	建具・開口部の取り替えや新設工事	手動・電動シャッターも○。建具・開口部工事に伴う窓ガラス、網戸及び防犯フィルムの取り替えや新設も○。（単独は×。）
	16	造り付け収納家具工事（造作大工工事が伴うもの）	
一 部 対 象	17	バリアフリー改修工事（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張等）	住宅改修費給付事業、重度障害者住宅設備改良費助成事業、介護保険法による住宅改修費の給付を利用している部分は×。他制度を利用していない部分は○。
	18	耐震改修工事（屋根の軽量化、壁補強、基礎補強等）	木造住宅耐震改修工事費等補助金を利用している部分は×。他制度を利用していない部分は○。
	19	防音工事（防音天井、防音壁、防音サッシの改修等）	国の住宅防音工事補助を利用している部分は×。他制度を利用していない部分は○。
	20	住宅の解体工事	解体工事のみは×。リフォームに伴う部分の解体であれば○。
対 象 外	21	新築、増築工事	
	22	車庫、物置、倉庫等の工事	
	23	店舗、工場、事務所等のリフォーム	住宅ではないため×。
	24	門扉、ブロック塀、エントランス舗装等の外構工事	※ブロック塀の外構工事については、組積造撤去等助成をご利用ください。
	25	植樹、剪定等の植栽工事	
	26	下水道、合併処理浄化槽工事	
	27	雨水浸透ますの設置工事	
	28	太陽光発電、太陽熱高度利用設備の設置工事	
	29	雨水タンク設備の設置工事	
	30	防犯ライト・カメラの設置工事	※防犯カメラの設置については、防犯カメラ設置助成をご利用ください。
	31	電話、インターネット、テレビアンテナ（地上デジタル）の設置・配線工事	
	32	エアコン、照明器具等電気電化製品、ガス・石油暖房器具等、家具の購入・設置	天井埋込み型の照明器具等も×。
	33	消火器等消防用品や各種防災用品の購入・設置	住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器も×。
	34	シロアリ駆除、その他の防虫や消毒等の薬剤散布・塗布	
	35	ハウスクリーニング、排水管清掃等	
	36	公共工事の施工に伴う補償費の対象となる工事	